

国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱

平成19年9月4日
文部科学大臣決定

（通則）

第1条 国際研究拠点形成促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、高いレベルの研究者を中核とした世界トップレベルの研究拠点形成を目指す構想に対し集中的な支援を行い、既存の制度に囚われない優れた研究環境を実現するためのシステム改革の導入等の自主的な取組を促すことにより、研究水準の一層の向上を図るとともに、第一線の研究者が是非そこで研究したいとして世界から多数集まってくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指すことを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「ホスト機関」とは、世界トップレベルの研究拠点の形成を図る中核機関であって、次に掲げるものをいう。

- 一 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- 二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- 四 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第41条に規定する一般社団法人・一般財団法人、第42条に規定する特例社団法人・特例財団法人、第44条に規定する公益社団法人・公益財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）

（補助金の交付の対象及び補助金の額）

第4条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、ホスト機関が世界トップレベルの研究拠点の形成を図るために必要な事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内でホスト機関の設置者（第3条第2号、同条第3号及び同条第4号に規定するものを除く。）又はホスト機関に補助金を交付する。

- 2 補助事業者は、補助金を交付されたホスト機関の設置者又はホスト機関とする。
- 3 補助事業を実施する研究者を「事業推進担当者」という。
- 4 補助事業を実施するために必要な経費は人件費、事業推進費、旅費、設備備品等費、研究プロジェクト費及びその他大臣が認めた経費とする。
- 5 補助対象経費は、前号で掲げた経費の内研究プロジェクト費を除く経費とする。
- 6 第1項の規定に関わらず、補助金の不正使用（法令及びこの要綱その他補助金の取扱いに関する定めに反した補助金の使用をいう。以下同じ。）若しくは不正受給（偽りその他不正な手段による補助金の受給をいう。以下同じ。）又は補助金による研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータ、情報又は調査結果等の捏造及び改ざん並びに盗用をいう。以下同じ。）を行った研究者及び共謀者を事業推進担当者とする事業については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
 - 一 補助金の不正使用を行った研究者及び共謀者を事業推進担当者とする事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間。ただし、補助事業以外の用途への補助金の不正な使用を行った研究者及び共謀者を事業推進担当者とする事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間。
 - 二 補助金の不正受給を行った研究者及び共謀者を事業推進担当者とする事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間。
 - 三 補助金による研究活動における不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された論文等の内容について責任を負う著者として認定された研究者を含む。）を事業推進担当者とする事業については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の期間。
- 7 第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第2項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に定める給付金（以下「特定給付金」という。）の不正な使用及び受給を行った、又は特定給付金による研究活動における不正行為の認定をされたことにより、当該給付金を一定期間交付しないこととされた研究者を事業推進担当者とする事業については、大臣決定に定める期間、補助金を交付しない。

（申請手続）

- 第5条 補助金の交付を受けようとするときは、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付する。
 - 一 世界トップレベルの研究拠点構想（以下「拠点構想」という。）
 - 二 補助金の充当が適当と考える事項についての具体的な計画（以下「充当計画」という。）
 - 三 補助事業実施に当たってのホスト機関からのコミットメント（以下「ホスト機関のコミットメント」という。）
 - 四 その他大臣が別に指示するもの
 - 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当

たつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第6条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に交付決定通知書（様式2）をもって通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

- 第7条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

- 第8条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ経費配分（事業内容）変更承認申請書（様式3）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えない軽微な変更でその変更が補助目的の達成をより効率的にする場合であり、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、第4条第5項に定める各補助対象経費の額を補助金の交付決定額の30%以内で増減する場合についてはこの限りではない。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式4）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式5）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）又は補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに実績報告書（様式6、様式7）を大臣に提出しなければならない。

2 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。ただし、その計画が補助金の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りではない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の完了、中止又は廃止の承認に基づく実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に確定通知書（様式8）をもって通知するものとする。

2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式9)を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消等)

第15条 大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号、同項第2号及び同項第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第13条第4項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

(知的財産権の報告)

第16条 補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式10)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣は補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式11）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第19条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を最後の補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（事業結果報告書）

第20条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、大臣が別に定める期日までに、事業結果報告書を大臣に提出しなければならない。

（報告の公表）

第21条 大臣は、第11条、第12条第1項及び前条の報告の全部又は一部を公表することができる。

（報告の公表）

第22条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成19年9月4日から施行する。

附 則（平成23年3月28日改正）

第1 この要綱は、平成23年3月28日から施行し、平成23年4月1日以降に交付決定する補助事業から適用する。

第2 適用前の補助事業は、従前のとおりとする。

様式1（第5条第1項関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名
印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金交付申請書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、次のとおり平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金の交付を申請します。

なお、交付決定の上は、この申請書に添付して提出する「拠点構想」及び「充当計画」を踏まえて、事業の着実な実施を図るとともに、「ホスト機関からのコミットメント」の誠実な履行に努めます。

- 1. 開始（採択）年度
- 2. 拠点構想の名称
- 3. 本年度の事業計画

4. 補助事業費等

経費区分	補 助 事 業 費				補助金交付申請	
			うち補助対象経費			
	経費の額(円)	積算内訳	経費の額(円)	積算内訳	申請の額(円)	積算内訳
人 件 費						
事業推進費						
旅 費						
設備備品等費						
研究プロジェクト費						
そ の 他						
合 計						

※ 経費区分別、月別の年間の支払予定を作成し、添付すること。

第三者へ業務委託をするための委託費又は設備備品等費がそれぞれ補助事業費額の50%を超える申請を行う場合は、経費の用途理由を作成し、添付すること。

参考として、ホスト機関が確保を予定する研究資金等のリソースの額（獲得を予定する補助金、ホスト機関が予定する現物供与の内容を含む。）を記したものを作成し、添付すること。

文科科第 号

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金
（平成 年度採択分）交付決定通知書

〇〇〇〇 殿

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった標記の補助金については、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」とい
う。）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の
規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 〇 〇 〇 〇

記

1. 拠点構想の名称
2. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった平成 年度国際研究拠点形成促進事
業費補助事業とし、その内容は交付申請書記載（次）のとおりとする。

3. 補助事業費額，補助対象経費額及び補助金の交付決定額は，次のとおりとする。
(単位：円)

経費区分	補助事業費額		交付決定額
		うち補助対象経費額	
人件費			
事業推進費			
旅費			
設備備品等費			
その他			
研究プロジェクト費			
合計			

4. 補助金の確定額は，実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費額と補助金の交付決定額(変更されたときは，変更後の額とする。)のいずれか低い額とする。
5. 補助事業者は，適正化法及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱（平成19年9月4日文部科学大臣決定）及び国際研究拠点形成促進事業費補助金取扱要領（平成19年9月4日科学技術・学術政策局長決定、平成23年3月28日改正研究振興局長決定）に従わなければならない。
6. 補助条件は，前項に定めるもののほか，次のとおりとする。
- (1) ○○○○○○

(2) △△△△△△

・

・

・
7. この交付の内容又はこれに附された条件に対して不服があり，補助金の交付の申請を取り下げようとするときは，平成 年 月 日までにその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出するものとする。

様式3（第8条第1項関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金
経費配分（事業内容）変更承認申請書

平成 年 月 日付け文科科第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金について、経費配分（事業内容）を変更したいので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 拠点構想の名称
2. 交付決定額
3. 変更の内容
4. 変更の理由
5. その他

様式4（第9条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け文科科第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金について、事業を中止（廃止）したいので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 拠点構想の名称
2. 補助金使用状況
 - (1) 交付決定額
 - (2) 支出済額（利息額含む）
 - (3) 未使用額（返還金額）
3. 事業中止（廃止）の年月日及びその理由
4. 事業中止（廃止）の後に講ずる措置
5. その他

様式5（第10条関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金事業遅延届

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金について、事業の遅延が見込まれるので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 拠点構想の名称
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

様式6（第12条第1項関係）

平成 年 月 日
第 号

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名
印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け文科振第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金について、事業が完了（補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了）しましたので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 拠点構想の名称
- 2. 平成 年度補助金交付額 円

3. 補助事業費額等

(単位：円)

経費区分	交付決定額	繰越承認額	補助事業費額		支払義務 確定額
				うち補助 対象経費額	
人件費					
事業推進費					
旅費					
設備備品等費					
その他					
研究プロジェクト費					
合計					

※ 参考として、ホスト機関が確保した研究資金等のリソースの額（獲得した補助金，ホスト機関が供与した現物の内容を含む。）を記したものを作成し，添付すること。

拠点構想等の進捗状況

※繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

様式7（第12条第1項関係）

経費区分別収支決算表

（単位：円）

経 費 区 分	収 入				支 出			
	国際研究拠点形成促進事業費補助金		国際研究拠点形成促進事業費補助金以外		補助対象経費		補助対象外経費	
	金 額	内 訳	金 額	内 訳	金 額	内 訳	金 額	内 訳
人 件 費								
計								
事業推進費								
計								
旅 費								
計								
設備備品等費								
計								
そ の 他								
計								
研究プロジェクト費								
計								
合 計								

文科科第 号

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金確定通知書

〇〇〇〇 殿

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 〇 〇 〇 〇

記

1. 拠点構想の名称 〇〇〇〇

2. 補助事業費額，補助対象経費額及び補助金の確定額は，次のとおりとする。
(単位：円)

経費区分	補助事業費額		確定額
		うち補助対象経費額	
人 件 費			
事 業 推 進 費			
旅 費			
設備備品等費			
そ の 他			
研究プロジェクト費			
合 計			

様式9（第14条第1項関係）

〇〇第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名

職 名

氏 名

印

平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付け文科科第 号をもって確定通知のありました平成 年度国際研究拠点形成促進事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 拠点構想の名称
2. 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額 円
3. 補助金返還相当額 円

※別紙として、返還額に係る積算の内訳を添付すること。

〇〇 第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名
印

国際研究拠点形成促進事業費補助金に係る知的財産権報告書

国際研究拠点形成促進事業費補助金による事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得たので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 拠点構想の名称
- 2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類, 番号	出願年月日	取得年月日

〇〇第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

機関名
職 名
氏 名
印

国際研究拠点形成促進事業費補助金に係る財産処分承認申請書

国際研究拠点形成促進事業費補助金により取得し，又は効用の増加した財産を処分するので、国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第18条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 拠点構想の名称
- 2. 処分しようとする財産及びその内容

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	取得等財源	処分の内容

- 3. 処分の理由及び処分予定年月日
- 4. 処分の相手方（住所、氏名、使用場所及び目的）
- 5. 処分の条件